

広島県告示第千八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定によつて、昭和五十六年広島県告示第六百二十九号で指定した海岸保全区域のうち、江田島海岸津久茂宮之原地区海岸立石地先海岸の区域を次のとおり変更する。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 海岸名

江田島海岸

二 地区海岸名

江田島津久茂宮之原地区海岸

三 地先海岸名

立石地先海岸

四 区域

基点一から基点二十一までの各点を順次結んだ線により囲まれた区域（基点の標示、角度は真北による。）

五 点の位置

基準点 江田島市古鷹山字新山 国土地理院二等三角点「江田島」（北緯三四度一五分三一秒一五〇五、東経一三二度二八分四二秒〇一五九、標高三七六・〇メートル）

基点一 基準点から二五一度〇四分二〇秒の方向一、八〇四・三二メートルの点

基点二 基点一から三二〇度三三分三七秒の方向三一・七一メートルの点

基点三 基点二から二二六度三二分四八秒の方向三三・〇四メートルの点

基点四 基点三から二七三度〇六分五九秒の方向六・五二メートルの点

基点五 基点四から三一六度一六分三一秒の方向九・七八メートルの点

基点六 基点五から三〇二度四五分五三秒の方向一五・二四メートルの点

基点七 基準六から三一二度三〇分〇八秒の方向四五・七一メートルの点

基点八 基点七から三二一度三九分一七秒の方向一五・一八メートルの点

基点九 基点八から三一五度四三分一一秒の方向三五・一五メートルの点

基点一〇 基点九から三一〇度四六分一三秒の方向一五・四六メートルの点

基点一一 基点一〇から三〇四度一七分五七秒の方向三九・一九メートルの点

基点一二 基点一一から三一一度二分三四秒の方向四四・六一メートルの点

基点一三 基準一二から三三八度四五分三六秒の方向二四・八七メートルの点

基点一四 基点一三から三四五度三六分五一秒の方向一一・九八メートルの点

基点一五 基点一四から三三五度〇二分一五秒の方向二一・〇二メートルの点

基点一六 基点一五から五五度三〇分一六秒の方向一四・〇五メートルの点

基点一七 基点一六から三三九度五二分四七秒の方向一一・〇八メートルの点

基点一八 基点一七から三一七度〇〇分三八秒の方向二八・五六メートルの点

基点一九 基準一八から二九二度五三分三五秒の方向三五・六六メートルの点
基点二〇 基点一九から二五五度五二分五〇秒の方向七一・三二メートルの点
基点二一 基点二〇から一五二度三四分〇二秒の方向三九八・六八メートルの点
基点一 基点二一から五四度四九分〇一秒の方向二〇三・六二メートルの点